

廃止負担金の納付について〈概要〉

1. 分割納付制度

*分割納付の方法

- 大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例第 12 条に規定する「履行延期の特約」を工業用水の使用を廃止する企業と締結し、廃止負担金について分割した履行期限を定める。
- 債権管理の観点から、原則として毎月一定額を納付してもらうこととする。
- 履行期限の延期は、最長5年間とする。

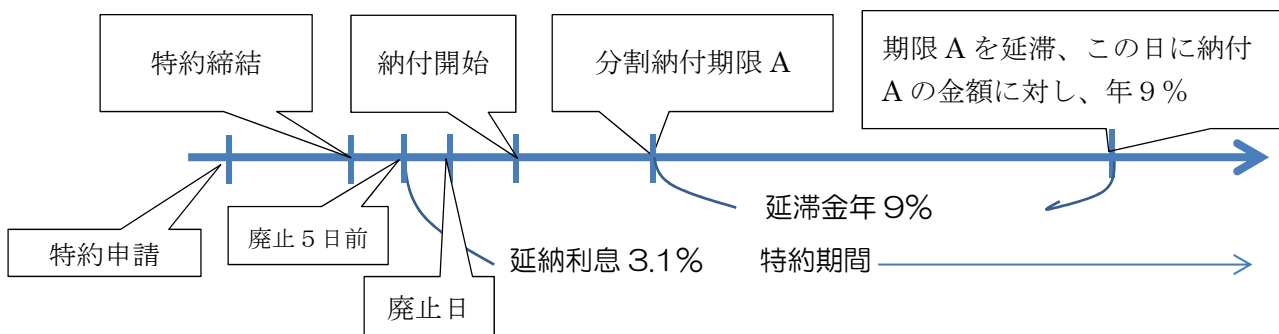
*分割納付の条件

- 工業用水の使用を廃止する企業が廃止負担金の全部を一時に履行することが困難で、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合。(大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例第 12 条第 1 項第 2 号)
- 減量負担金の場合は、分割納付とすることはできない。

*利息について

- 分割納付に当たっては“延納利息”を課することとし、その率は年3.1%とする。

「履行延期の特約」で定めた履行期限に遅延した場合は、工業用水道事業給水条例により年9%の“延滞金”を課する。



- 使用水量がゼロのまま、基本料金のみを廃止日まで納め続けた場合、当該期間に納付してきた基本料金を一定のルールに基づき廃止負担金に充当します。

*一部減免のルール

- ・減免する額は、支払済基本料金から、負担金額の年5%分を減じた額とする。

(例) 廃止負担金 800 万円、基本料金 30 万円を使用水量ゼロで1年間納付した場合

支払済基本料金 基本料金月 30 万円×12 か月=360 万円

負担金の減免額 360 万円－(800 万円×5%) =320 万円

⇒廃止負担金 800 万円－320 万円=480 万円 となる。

- ◆減免する額を、「支払済基本料金から、負担金額の年5%分を減じた額」とすることにより、上記の例のように使用水量ゼロで基本料金 30 万円を1年間納付した A 社（上記例）と、1 年前に廃止届を提出して履行延期の特約を締結し、月額 30 万円を2年間で分納することとした B 社を比較した場合、支払総額で B 社が有利となる。

A 社・・・840 万円 (支払基本料金 360 万円＋一部免除後負担金額 480 万円)

B 社・・・825 万円 (800 万円＋延納利息 25 万円)

*一部減免の条件

- ・使用水量がゼロのまま、基本料金のみを廃止日まで納め続けてきた企業が対象。
- ・基本料金等の滞納がある企業については減免の対象としない。

2. 負担金算出方法

*廃止水量から 100m³/日を控除する。

- ・100m³/日分を廃止水量から控除して負担金を算定することとする。

負担金＝(廃止水量－100m³)×(負担金単価)とする。

(例) 廃止水量 300m³/日の場合、300－100＝200m³/日を基に負担金を算出。

*減量の場合は、控除を適用しない。

減量・廃止負担金制度は、受水企業のニーズに基づく個別の減量、廃止を認めつつ、それに伴う他の受水企業への影響を回避し、工業用水道事業の安定的な経営に支障を及ぼさないよう平成 21 年度に創設したものです。制度の趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。